

令和 8 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 証人喚問について	2
1. 次回の記録の提出及び証人喚問申出について	3 6
1. その他	3 7

令和 8 年 4 月 2 8 日（火曜日）

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

松 崎 広 平 君

令和 8 年 4 月 2 8 日 火曜日

午前 1 0 時 0 0 分開議

午後 2 時 1 6 分閉議（実時間 1 6 3 分）

○本日の会議に付した案件

1. 証人喚問について

1. 次回の記録の提出及び証人喚問申出について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	中山 諭扶哉 君
副委員長	木 村 博 幸 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	北 園 武 広 君
委員	野 崎 伸 也 君
委員	深 田 浩 介 君
委員	村 川 清 則 君
委員	山 本 敬 晃 君

※欠席委員 橋 本 貴 喜 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○法第 1 0 0 条第 1 項により出頭した証人

証 人	竹 原 彰 吾 氏
証 人	E 氏
証 人	D 氏

○記録担当書記

栗 山 大次郎 君

（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

まず、報道機関及び一般の方から傍聴の申出があっております。

本調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは傍聴者入室のため、小会をいたします。

（午前 1 0 時 0 0 分 小会）

（午前 1 0 時 0 4 分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録画についてであります。本調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関にのみ許可することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護のため、必要に応じ秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関も含め、傍聴者には退席いただきますので、御承知おきを願います。

去る 4 月 2 4 日に高山議長と本委員長宛てに、自由民主党八代市議団団長、村川清則団長より、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会への出席の辞退についてということで通知が提出されておりましたが、本日はお二方出席されておりますので、ほかの議員と同様に、委員会

運営規則に基づき発言を認めてまいります。

（委員村川清則君「委員長、お願いします」と呼ぶ）

この議題の中で必要な部分でありましたら発言を許可します。

○委員（村川清則君） 私ども自由民主党八代市議団は、本委員会の委員長及び一部委員が、調査対象事案に関して、自ら刑事告発を行っている当事者であることを――。

○委員長（中山諭扶哉君） 発言を許可いたしません。本日の議題には沿わない内容でございますので、引き続き会議を行わせていただきます。

発言を求めません。（議員村川清則君「それでは退席させていただきます」と呼ぶ）退席をお願いします。（委員野崎伸也君「どういうこと」と呼ぶ）（委員大倉裕一君「それだけ言いに来たということね」と呼ぶ）（委員村川清則君「この理由をも――」と呼ぶ）

（村川委員、北園委員 退室）

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午前10時06分 小会）

（午前10時07分 本会）

◎証人喚問について

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

それでは、初めに、1、証人喚問についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、竹原氏、D氏、E氏、F氏の4名に本日の会議の出席を求めています。F氏につきましては、都合上、本日は出頭できないとの申出があり、F氏の不出頭については、やむを得ないものとして決定をいたしますが、F氏の証言が調査を進める上で重要だと思われしますので、別途調査については委員長に取扱いを御一任いただきたいと思います。

それでは、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主要の尋問を行い、その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領に基づき、一、二時間程度としており、各委員からの関連尋問は10分程度を目安に行っていきたいと思います。

また、報道機関関係者の方々へ御連絡と委員長よりお願いします。証人のプライバシー保護に御配慮をお願いいたします。証人の撮影にしましては背面から、証人の氏名についても御配慮をお願いします。

それでは、証人入室のため、小会をいたします。

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

竹原証人におかれましては、本日も忙しいところ出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができますこととなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けると

き。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（竹原彰吾氏） 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

令和8年4月28日。竹原彰吾。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆さん、お座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなさるよう

をお願いいたします。

なお、証言の際は御着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告しております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

また、竹原証人から証言を行うに当たり、メモ等の資料を持ち込みたいとの申出がっております。これを許可いたしましたので御了承願います。

これより、竹原証人から証言を求めます。

最初に、私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に、各委員から関連事項についての発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については事前に御記入いただいております。

まず、あなたは竹原彰吾さんですか。

○証人（竹原彰吾氏） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、住所、職業、生年月日については、事前に御記入いただいております。確認事項記入票のとおり、間違いございませんか。

○証人（竹原彰吾氏） はい。間違いありません。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主要の事項についてお尋ねいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもらい

ます。竹原証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、尋問を始めさせていただきます。

契約検査課、在籍期間を教えてください。

○証人（竹原彰吾氏） 平成29年、平成30年と令和元年度、3年間になります。

○委員長（中山諭扶哉君） 総合評価方式へ変更された理由は何でしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） 当初、価格評価方式が総合評価方式に変わった経緯は覚えておりますが、どういう経緯で変わったかというのは覚えておりません。

○委員長（中山諭扶哉君） 評価基準案は誰が作成いたしましたか。

○証人（竹原彰吾氏） それにつきましては、まず、総合評価案っていいいますのは、総合評価幹事会で素案をつくります。その素案をつくった後、総合評価審査会で審査いたします。

そういう中、総合評価幹事会で素案を作成したときに、急に誰がつくったか分からない評価案が渡されました。

○委員長（中山諭扶哉君） 覚えておられる範囲で結構です。どの時点で変わったか教えてくださいませんか。

○証人（竹原彰吾氏） 総合評価幹事会が素案を作成している時期です。それを今から素案をつくろうとしていた時期に、そういう案、誰がつくったか分からない案が渡されました。

○委員長（中山諭扶哉君） 設計書の変更を行った理由は何か知っておられますか。

設計書の変更が行われたという証言が、古閑迫証人からあっております。建設費の増額を目的としていたということで証言があっていましたが、これについて御存じでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） 設計書の変更といいいますのは、私が契約検査課にいなかった時代の話じゃなかったでしょうか。それは分かりませ

ん。

○委員長（中山諭扶哉君） 天の声とされる方からの指示はどのような内容でしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） その件につきましては、先ほど言いましたとおり、事務局でそういう案をつくっている途中にそういう案が来ましたので、誰か分からないんですが、そういう上のほうから来たんだなちゅうことで、誰か分からないですけどという意味で発言したと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） 考えられる上の方ってというのはどなたでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） それは分かりません。

○委員長（中山諭扶哉君） A氏のほうに証言をいただきました。その指示の経路はどのような流れだったでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） 指示といいますのは、当時の記憶でございまして、当時の副市長または財務部長、そちらのほうから私のほうに指示があったことは記憶しております。

ただ、私がA氏に指示した覚えはございません。

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、成松議員またはほかの議員からハラスメント等の圧力を受けたことはありませんか。

○証人（竹原彰吾氏） それはありません。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

続きまして、各委員のほうから尋問の項目に入らせていただきます。

大倉委員、お願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 今、委員長からお尋ねがあった部分と重複するところがあるかもしれないんですけども、御容赦いただければと思います。

総合評価方式について、参加資格を調整するように部下に指示をされましたか。

○証人（竹原彰吾氏） 総合評価の基準案を作

成するのは、先ほど言いましたとおり、総合評価審査会になります。ですから、実際、部下がするのじゃなくて、私たちが、そういう委員会の中で調整をしましたので、部下に指示したことはないと考えております。

○委員（大倉裕一君） 先に証人に来ていただきましたAさんですが、そちらのほうから、当時、課長補佐であった竹原さんのほうから、総合評価方式の参加資格を調整するように指示があったというような証言をいただいたというふうに私記憶をしてるんですけど、その点についてはいかがですか。

○証人（竹原彰吾氏） 私がそういう指示を受けたということは、言ったことは記憶しております。ただ、私がA氏に指示したことは覚えておりません。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、総合評価案ですよね、参加資格の案が出てきたということだったんですが、その総合評価案、どなたがつけられたか分からないということでしたけども、その評価案っていうのは、ペーパーで渡されたんでしょうか。口頭でそこに投げ——、幹事会の後の評価委員会ですかね、そちらのほうに出されたんでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） どの場面で渡されたかははっきりしませんが、紙で渡されたことと記憶しております。

○委員（大倉裕一君） その紙で渡された内容の中身、詳細な部分はこういったものだったんでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） 一般的なやつでございましたけれども、私が見て感じたところは、施工実績ですかね、そこを評価する項目があるんですけども、私ども、コリンズという工事実績情報データベース、そちらで全国の建設業関係の実績を一応確認することができますので、その工事実績においてちょっと疑念を抱かれるおそれがあるなというところがございました。

○委員（大倉裕一君） その工事実績、疑念を抱かれるという、その部分をもう少し具体的にお願ひできますか。

○証人（竹原彰吾氏） メモを見てよろしいでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（竹原彰吾氏） 熊本県内で、同種工事の実績を問う評価基準がございまして、過去10年間で庁舎建設の実績が2件以上あれば評価点が優遇されるようになっておりました。その対象企業が1社しかなかったと。コリンズ上ですね。コリンズで調べた中では1社しかいなかったということ。また、指名停止の減点が非常に高かったということが、その当時そういうことを感じた理由でございます。

○委員（大倉裕一君） 1社しかないということ、指名停止の減点数が大きいということなんですが、その1社しかないという企業名というのは、この場で述べていただくことはできますか。

○証人（竹原彰吾氏） 前田建設工業さんだったと思います。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、参加資格条件の作成についての指示は紙であったということですが、現在その紙は保存されておりますか。

○証人（竹原彰吾氏） 紙自体は保存してません。紙というのは、もう多分恐らくないと思います。

○委員（大倉裕一君） それでは、例えば写真でそれを撮っているとか、そういったことはないですか。

○証人（竹原彰吾氏） データとしてあります。

○委員（大倉裕一君） そのデータとしてあるというものをこの委員会に提出していただくことは可能でしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） それは、はい。いわゆる……。大丈夫と思います。

○委員（大倉裕一君） 委員長、資料を提出していただくようお願いしたいと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいま大倉委員より資料の請求の申出がありました。これについて、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように進めます。

○委員（大倉裕一君） 時間は大丈夫ですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） 大丈夫です。

○委員（大倉裕一君） 部下に指示はしていないというような話だったかなと思うんですけど、Aさんのほうでは、当時の課長補佐から指示をされたというような話だったんですよね。その点については、間違いなく指示はされていませんか。

○証人（竹原彰吾氏） 指示っていいですか、恐らくA氏がかなり動揺してたんですよね、恐らく。指示っていうことは、安心するような感じで言ったのかな。その指示までしたというのはちょっと自分的には、その記憶はございません。かなりA氏がその当時動揺してたのは記憶があります。

○委員（大倉裕一君） 質問を変えますけれども、そのAさんから、入札参加条件、その参加資格条件を当時は変更するように指示があったということだったんですよね。そのことに関して、課長補佐と課長のほうに相談をしましたと、異議を唱えたというようなことを述べられていたんですが、その点については記憶されていませんか。

○証人（竹原彰吾氏） それにつきましては、私たちもその評価案については、このままじゃ、先ほど言いましたように、疑念を抱かれるおそれがあるということを感じてましたので、幹事会及び審査会の中で、この内容を変更すべきではないかという協議を何度かした覚えはござ

います。

○委員（大倉裕一君） Aさんからどのような形で、課長補佐に対してというところは覚えておられますか。

○証人（竹原彰吾氏） 私たちと同じような考え。要は、ちょっと評価基準案の点数の配点を変えるとか、そういうのは当然Aさんと同じ考えで私たちも動いてはありました。

○委員（大倉裕一君） Aさんがどういう言葉で訴えてきたというのはもう記憶にないですかね。

○証人（竹原彰吾氏） 指名停止の減点が大きいとか、先ほど言いました1者応札、1者しか、1者が有利になってるっていうとはもう当然私たちも理解しておりましたので、そのことについて、私たちも同様に協議した記憶がございます。

○委員（大倉裕一君） そのときに、天の声という表現を課長補佐からいただいて、責任を取る必要はないよと、Aさんはね、若いからまだ責任を取る必要はないよみたいな、そういう説明があったということなんですけど、その責任という部分は何を指しているんでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） その責任っていう、例えば、私たち組織で動いてますので、組織としての考えで私たちは動いておりますので、要は管理職ではない、下の方だったら責任はないよという意味で言ったと覚えております。

○委員長（中山諭扶哉君） 大倉委員、申し訳ないんですが、時間となりましたので、後ほどまた御質問ください。

続きまして、木村委員、お願いします。

○委員（木村博幸君） よろしく申し上げます。

いきなりなんですけど、確認、恐らく契約検査課でないところでの話が多いと思いますが、それを確認していきたいと思っております。

1つは、工事要綱を進める上で、コスト的な

面をいろいろと考えていく、普通にいうVEですよね。VEですから、バリューエンジニアリングということで、いろいろやる中でですね、コスト削減を目指すような話ですけど、このVE案や外構工事の随契で補填する案を新庁舎建設課のほうでは、いろいろと参考資料を見てると出てまいります。

こういった案を、ひょっとして契約検査課でもそういう案について検討されたことはありますか。

○証人（竹原彰吾氏） それはありません。

○委員（木村博幸君） それでは、次の質問です。議員の介入というところを、少しお聞かせいただきたいと思います。

参考資料をいろいろ見てまいりますと、ある議員の方から、議員を介した協議が混乱を招いたというふうに受け取れるところが幾つか出てまいりました。そういった部分は、契約検査課におられて認識されておりましたか。

○証人（竹原彰吾氏） 総合評価方式を決定する上で、そういう議員さんと打ち合わせたことは一切ございません。全てこちらにつきましては執行部、要は副市長を代表とする人としか打合せはしておりません。

○委員（木村博幸君） 次も確認であります。

参考資料を見てまいりますと、行政として、今度の、前田建設とある議員とで進められている、ある約束というのが、落札前、落札後、その約束について、いろいろ不当な利益の誘導といたしますか、そのスキームにおいて、かなり突っ込んだお話がいっぱい出てまいりました。

それは、先ほど出てまいりました企業さん、特定企業を有利にする意図があったのかなというふうに思っておりますが、竹原様でもそういう意図は見て取れましたか。

○証人（竹原彰吾氏） それは分かりません。

○委員（木村博幸君） 分かりません。

○証人（竹原彰吾氏） はい。

○委員（木村博幸君） 入札後、少し不足する金額があるというようなことで、市にとってみれば、入札の契約したときの金額より少し増やさないかんというお話が大分出てまいります。これは市にとって不利益が生じる可能性があるというところでは、契約検査課におられてそういうのを認識されましたか。

○証人（竹原彰吾氏） 内容での変更は、内容が分からないと私も何ともその答えはできませんし、ちょっとそこはよく分かりません。

○委員（木村博幸君） いわゆる参考資料によりますと10%ほど足らないと。11億円、12億円と、そのぐらいの足らないという内容ですが、聞いたことはないですか。

○証人（竹原彰吾氏） それは聞いたことないですし、足らないならば落札されるはずはないと私たちは思ってます。

○委員（木村博幸君） それでは質問を変えます。公益通報についてでございます。

当時から現在に至るまで、内部通報制度、もうずっと前からありましたが、最近では、公益通報者保護制度という名に変えております。この制度を知っておられますか。

○証人（竹原彰吾氏） 知ってはいます。

○委員（木村博幸君） それを知っておられるということですけど、今回の新庁舎建設に当たって、この制度を利用しようと思ったことはありませんでしたか。

○証人（竹原彰吾氏） その当時はそういう考えは全くございませんでした。

○委員（木村博幸君） その当時はということではありますが、現在もですか。

○証人（竹原彰吾氏） 現在も、事実が分かりませんので、今の時点では何とも言えない。

○委員（木村博幸君） 質問を変えます。なぜ前田建設を落札させる必要があったのか。先ほど大倉委員のほうからもありましたけど、1社しか残らないような感じになっておりますが、

なぜ落札させる必要があったのか、竹原さんが考えられることがあれば、もしあれば、どういう感じだったか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○証人（竹原彰吾氏） それは分かりません。

○委員（木村博幸君） 先ほどとちょっとまた同じですけど、設計変更が3回ほど行われております。それから、VE案とか外構工事の随契は、利益の補填が目的ではなかったかなと、参考資料をずっと読んでしまうと、そう見えてまいります。それについて、竹原さんについてはどう考えましょうか。

○証人（竹原彰吾氏） すいません、その内容を私は存じ上げてませんので、分かりません。

○委員（木村博幸君） 以上です。私からの質問を終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、時間に余裕がございますので、追加の質問をお受けいたします。

○委員（大倉裕一君） またお尋ねをしますが、契約検査課に在籍されていたときなんですけども、上司として課長がいらっしゃったはずですね。その課長よりも、竹原さんのいろんな会議、レクだとか部長会とか上司への会、説明とか、その議事録に課長よりも多く契約検査課課長補佐ということで名前が出てくるんですけども、課長より多く出られてる理由っていうのは何か分かりますか。

○証人（竹原彰吾氏） 考えることとすれば、私は3年目でした、その当時。課長は来られて間もないというのが1つ理由じゃないかなということ考えております。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの答弁を振り返って、また少し踏み込ませてお尋ねいたしますが、評価案をつくるとき、幹事会で素案をつくって、評価審査会だったのですかね、そこで評価をしていますということでしたが、そこにその誰がつくったか分からない評価案が出てき

た。この案について説明をされたのはどなたでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） 私に説明をした人という意味ですか。

○委員（大倉裕一君） その審査会の中で説明があったわけですね。

○証人（竹原彰吾氏） 審査会で説明——。幹事会から審査会に上げますので——。

○委員（大倉裕一君） 幹事会で出されていれば。

○証人（竹原彰吾氏） 幹事会があって、素案をつくって、普通はそれを審査会に、これでいきますというのが流れなんですけども、それが全くなくて、もう直接その評価案が来ましたので、困惑した記憶がございます。

○委員（大倉裕一君） その評価案が審査会に出てきたということですかね。

○証人（竹原彰吾氏） その審査会当時のことは私もちょっと覚えてないですね。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。一旦終わります。

○委員（野崎伸也君） すいません、何回か言われたかもしれませんが、確認でもう1回よろしいでしょうか。

総合評価方式への変更と今、話題になってましたけれども、その変更案っていうのを竹原さんが渡された。先ほどそういうふうに私はお聞きしたと思ったんですけども、どなたから渡されたんですか。もう1回よろしいですか。

○証人（竹原彰吾氏） そのときは、副市長か財務部長。

○委員（野崎伸也君） 今、副市長か財務部長、記憶が曖昧ということ。

○証人（竹原彰吾氏） 記憶が曖昧です。どちらかだと記憶がございます。

○委員（野崎伸也君） 当時の副市長と財務部長はどなたですか。

○証人（竹原彰吾氏） 副市長は田中副市長、

財務部長は佐藤さんでございます。

○委員（野崎伸也君） 佐藤部長さん。

○証人（竹原彰吾氏） はい。

○委員（野崎伸也君） そもその話なんですけれども、契約検査課の業務内容とその業務を遂行するに当たって遵守すべきことは何ですか。

○証人（竹原彰吾氏） ちょっとメモをよろしいでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、大丈夫です。

○証人（竹原彰吾氏） 契約検査課の事務といたしましては、契約事務の総括に関すること。工事及び工事に係る調査、測量、設計等の業務委託の入札並びに契約に関すること。工事入札参加資格者の登録及び指名に関すること。小規模工事と契約に関すること。入札監視委員会に関すること。工事の検査に関すること。工事成績評定に関すること。これは工事に関することでございます。これは事務分掌を読ませていただきました。

こういう仕事の中で、契約検査課として遵守すべきものはやっぱり公平公正な入札に心がけることと考えております。

○委員（野崎伸也君） 今ほど、契約検査課の遵守すべきことということで、公平公正な入札に心がけることということでした。新庁舎建設に携わった期間において、今述べられましたその公平公正というところ、遵守すべきことに背く場面っていうのはありましたか。

○証人（竹原彰吾氏） 私が思っている中ではありません。

○委員（野崎伸也君） 先ほど、評価案の変更の中で1者に有利な点があるという話がありました。おかしいなと思うところがあったと。それはそのまま通したんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 通したといいますか、一応その当時、先ほど言いましたとおり、幹事

会、審査会の中で、おかしいよということで協議をし、変えたほうがいいという進言をした記憶がございます。それだけでございます。

○委員（野崎伸也君） 進言をした。ただ自分の中では、それは自分が遵守すべき公平公正な入札には背いてないということでよろしいんですか。

○証人（竹原彰吾氏） それは分かりません。

○委員（野崎伸也君） それでは、当時、契約検査課におられたときに1者に応札させるような評価案というようなことで、進言はしたというようなことでしたけれども、そういったことをずっと心に引っかかってる部分というのはありませんか。今も現在もそういうことは、それが正しかったというふうに思ってますか。

○証人（竹原彰吾氏） ですから、全てそのとき、その評価案はあまりよろしくないちゅうことで協議をして変えようとした。それが全てでございます。

○委員（野崎伸也君） 自分の中では、それは職務に対してまともに職務を遂行したというふうに思われてますか。

○証人（竹原彰吾氏） すいません、分かりません。

○委員（野崎伸也君） 結果的に、その評価案というのが審査会で通っていったという話なんですけれども、その審査会の委員選びっていうのが多分あると思うんですけれども、それは、そういった中にも竹原さんも入ってから選ばれてたんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 審査会の委員といいますのは、もうあらかじめ充て職で決まっております。ちなみに通常、指名競争入札、一般競争入札で審議を行います八代市工事入札参加者資格審査委員会、こちらのメンバーがそのまま総合評価審査会のメンバーになります。

○委員（野崎伸也君） 何名いらっしゃるんですかね。

○証人（竹原彰吾氏） 人数まで覚えてないんですけども、10名程度いらっしやったと思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

先ほど木村委員からもあったんですけども、当時いろんな仕事上の悩みだったりとか、不正なことだったりとか、そういった、職務において悩み事とかあった場合は内部通報制度っていうのがあったんじゃないかなというふうに思うんですけども、それを御存じでしたかね。

○証人（竹原彰吾氏） はい。それは知っておりました。

○委員（野崎伸也君） 多分、人事課のほうに通報するような制度だったと思うんですけども、そういったことを話をしたいとか、自分的にはそこまですることもないかというようなところでやられてなかったということによろしいんですかね。

○証人（竹原彰吾氏） 恐らくやってないということであればそういうことだと思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。一旦終わります。

○委員（山本敬晃君） 先ほどから、総合評価案について、幹事会と審査会の話が出てますけども、私もそれについて分からないので。まず、幹事会というのがあって、それが案を決めて、それを審査会に出してくるってことですかね。その、幹事会のまたメンバーがあると思うんです。その幹事会のメンバーと、さっきの審査会のメンバーです。そこをちょっと詳しく教えていただければと思います。

○証人（竹原彰吾氏） メモを見てよろしいでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（竹原彰吾氏） 総合評価審査会といいますのは、総合評価、落札方式の評価基準や評価値の決定を行う、それを審査する機関でござ

います。その総合評価審査会の下部組織としてですね、総合評価幹事会というのがございます。

まず、総合評価審査会、先ほども言いましたとおり、八代市工事入札参加者資格審査委員会と同じメンバーでございます。

総合評価幹事会のメンバーといいますのは、役割としては総合評価を、素案を作成するような役割がございまして、その構成員としましては、設計担当の課長、設計担当の課長補佐、あとは、その設計担当課長が指名する課長補佐と同等の職員ということで、その課長補佐と同等の職員といいますのは、例えば、当該工種に精通した技術職員が普通一般的には選ばれておりました。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） そういった審査会で、本来はそこで決めていくものなのに、副市長もしくは財務部長から、そういう紙で案が出されたということによろしかったですか。

○証人（竹原彰吾氏） はい。

○委員（山本敬晃君） それを出されたんですけども、何度か協議をされて、ちょっと変更すべきじゃないかという協議があったということなんですけども、ただ、そういう協議をされてもそういう案になったと。その決定過程においての、その審査会の中で、それは何か多数決とかそういう形で決まるんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 多数決といいますか、審査会で決まったんじゃなくて、最終的にはもう——、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、そういう会で決まったわけじゃございませんで、もうこれで最終的にはこの案でいこうというのは、その話合いの中では多分決まってないです。

○委員（山本敬晃君） 本来の、まず、それを確認したいんですけど、幹事会は下部組織で、審査会でまずその案が大体決まる、出されるわ

けですね。それを出されて、その次に、その案は、じゃあこれで次に回しましょうと、稟議ですかね、それをまず決定するのはどこですか。

○証人（竹原彰吾氏） 最終的には総合評価審査会ですね。

○委員（山本敬晃君） 審査会で、これでいきましようってなって、次に、副市長とか、どこに行くんですか、その案は。これでいいですかっていう。

○証人（竹原彰吾氏） 審査会で決まればほとんど決定で、あとは学識経験者のほうに意見を聴取をしておりました。

○委員（山本敬晃君） その変更すべきっていう御意見をされてて、ただ、決まっていって、こののをそのメンバーの中で、いや、もうこれでいしましようっていう、そういった方向に持ってた方がいらっしゃるってことですか。

○証人（竹原彰吾氏） いや、そうだと思います。話し合いでは決まってません。最終的には、もうこれでいくよというのは、はい、上から来ております。

○委員（山本敬晃君） その審査会では、決定は、してない――。

○証人（竹原彰吾氏） いや、審査会で、その案でいくというのが、そういう――。だから案はあくまでも、その審査会にこれを出すよというのが、今の決定されたやつですね。それがもう、一応こういうふうに変えたほうがいいですよって議論したんですけども、結局あまり変わらなかった。1点は変わったんですけども。1点というか、何点かはちょっと変わったんですけども。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、その案を決定したのは、一応その審査会の総意っていうことで決まった。

○証人（竹原彰吾氏） 総意なんだろうけども、一部の人は、納得いかない人はいたと思います。

○委員（山本敬晃君） 取りあえず以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかはありませんか。

○委員（深田浩介君） ちょっと重複するところが何点か出てくると思うんですけども、議員などから何らかの便宜を受けたことというのはございますでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） この件、この入札を、この評価のこの方法を決める中で。

○委員（深田浩介君） 話し合いの中で。

○証人（竹原彰吾氏） 話し合いの中でも当然ありませんし、それは、ないのはもう間違いなくありません。

○委員（深田浩介君） 先日の中でも、自民党レク、決まったことを自民党さんにレクがある、もしくは議員さんにレクがあるっていうのを聞いたんですけども、それはどの時点でっていうのは記憶されてますかね。

○証人（竹原彰吾氏） 間違いなく、総合評価のこの案を決める過程の中でそういうレクをしたことはありません。

○委員（深田浩介君） レクはないということですね。

○証人（竹原彰吾氏） はい。ありませんでした。

○委員（深田浩介君） もう一つは、レクがないということなんで、議員さんに対しての説明とか、そういった決定に関して、どこかの間で指示とか圧力とかがあったことはございますか。

○証人（竹原彰吾氏） それもありません。

○委員（深田浩介君） ないですか。

あと一つ、仕事上で、勤務時間内ではそういったことなかったと思うんですけど、もし仕事時間外で、新庁舎建設に関して、議員とか上司等を含む関係者から呼出し等があってそんな話をされた経験とかはございませんでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏） あくまでも呼出しは勤

務時間内に、例えば副市長、財務部長から呼び出されたことはございますけれども、そのほかで呼び出されたことはございません。

○委員（深田浩介君）　じゃあ、そういったので話合いの時間外であったことはないということですね。

○証人（竹原彰吾氏）　はい。

○委員（深田浩介君）　ありがとうございます。以上です。

○委員（山本敬晃君）　戻りますけど、幹事会と審査会について、その何か協議録というか議事録って何かありますか。残してありますか。

○証人（竹原彰吾氏）　審査会の議事録はあると思います。

　幹事会は、幹事会是新庁舎建設課が事務局となってますので、それはあるかは分かりません。新庁舎建設課の人に聞いてみないと。

○委員（山本敬晃君）　委員長、その審査会についての議事録と、あとそのメンバー表、それを資料請求させていただければと思います。

○委員長（中山諭扶哉君）　ただいま山本委員から資料請求が上がりましたが、これについて、資料請求をするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君）　異議なしと認め、そのように進めます。

　ほかはありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君）　幹事会と審査会についてなんですけども、幹事会と審査会の役割の認識は、どういった認識をお持ちですか。資料をお持ちであれば、資料見ていただいても結構です。

○証人（竹原彰吾氏）　先ほども言いましたけれども、幹事会といいますのは、要は専門職の専門の技術職員で構成された委員になりますので、その工事に対して一番いい総合評価案を作

成するのが役割だと考えております。それを審査する立場といいますのが総合評価審査会でございます——、という認識でございます。

○委員（大倉裕一君）　先ほどの説明といいですか、お答えいただいた中で、不満のある委員もいたのではないかとということがあったんですが、幹事会、それから審査会、機能しているというふうな思いはお持ちでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏）　実際に幹事会はその当時では機能はしてなかったかなと感じております。

○委員（大倉裕一君）　その理由としては、なぜ機能しなかったんでしょうか。

○証人（竹原彰吾氏）　いや、幹事会の素案を通さず、決定された評価基準案だからです。

○委員（大倉裕一君）　上司ですよ。副市長とか佐藤財務部長とかから渡された案だからこれを反対することはできないという、そういう思いはございませんでしたか。

○証人（竹原彰吾氏）　上からの指示というのもありまして、当初は行っております。

○委員（大倉裕一君）　結構です。ありがとうございます。

○委員（木村博幸君）　関連した質問です。

　幹事会、審査会というところを外して、どうやら来たように伺いました。総合評価の審査会のメンバー以外、要は上層部の、そのメモを除く市の上層部というのはほかにどういう方が考えられますか。

○証人（竹原彰吾氏）　すいません、もう1回よろしいですか。ちょっと聞き取れなかったんです。

○委員（木村博幸君）　幹事会、審査会のメンバーじゃない、要は上から来たということですよ。ですから、このメンバー以外に上っているのは実際誰がいらっしゃるんですか。

○証人（竹原彰吾氏）　いや、それは分かりません。

○委員（木村博幸君） 言えないということで
すかね。

○証人（竹原彰吾氏） 分かりません。だから、知らないから分かりません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありません
でしょうか。

○委員（野崎伸也君） 先ほど質問した中で、
部下の方に責任取る必要はないよというよう
な話をされたんですけれども、責任を取るつ
ていう発言をされたということは、一般的に
言う悪いことをしないと責任は取りません
よね。だと私は思うんですけれども。竹原
さんが部下の方に責任取る必要ないよつて
いうふうな話をされたということなんです
けれども、竹原さんとしては悪いことして
るという認識があったんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 当時のことでちょ
っと分からないんですが、変えたくても
変えられなかったという、そういう思い
はあったと思います。

○委員（野崎伸也君） 先ほど質問した
んですけれども、変えたいことを変えられ
なかったっていうのは、自分の職務に、や
っぱり遵守すべきことに私は反してるん
じゃないかなと思うんですけれども、そう
いった良心の呵責というのはそのとき
なかったんですか。

○証人（竹原彰吾氏） そのときはあつた
かどうかは分からなかった。

○委員（野崎伸也君） 先ほどからいろ
いろな委員の質問に答えられて、やっぱ
り上から言われたことには、組織として
はやっぱり覆すことは難しいというよう
なことで、私も理解するところです、な
かなか難しいとこなんだなというふう
に思ってます。そういったことが、庁舎
建設以外でもまかり通ってるんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 私が知っている
限りでは、ないと思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにあり
ませんか。

○委員（木村博幸君） 何遍もすみませ
ん。審査会に下りてきたということであ
れば、やっぱり上層部というところで、
分からないということですけど、それ
はそれでいいんですけど、それは部長
職以上というところで考えてもよろし
いんですか。

○証人（竹原彰吾氏） 恐らく、私が
言う立場じゃないと思いますけれど
も。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにあり
ますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないよう
です。以上で竹原証人に対する尋問は
終了させていただきます。

竹原証人におかれましては長時間
ありがとうございました。

それでは、証人退室及び次の証人
尋問準備のため、休憩をいたします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時15分 開議）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に
戻します。

E証人におかれましては、本日は
お忙しいところ御出席いただき、誠に
ありがとうございます。本委員会の調
査のため、御協力のほどよろしくお願い
いたします。

証言を求める前に証人に申し上げ
ます。

証人の尋問につきましては、地方
自治法第100条の規定があります。
また、これに基づき民事訴訟法の証
人尋問に関する規定が準用されること
となっております。

これにより、証人は原則として証
言を拒むことはできませんが、次に
申し上げる場合には、これを拒むこと
ができるとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（E氏） 宣誓、良心に従って真実を述べ、

何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年4月28日。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆さん、お座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

また、E証人から、証言を行うに当たりメモ等の資料を持ち込みたいと申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

また、E証人から氏名の公表は控えてほしいとの申出がありましたので、当時の役職、新庁舎建設課長または元課長等と呼ばさせていただきますので、委員の皆様もこの発言の際は御留意をお願いいたします。

これより、証人より証言を求めます。

最初に、私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に、各委員から関連事項についての発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については、事

前に御記入いただいております。確認事項記入票のとおり間違いはございませんか。

○証人（E氏） はい、ありません。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもらいます。証人は事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らない、正直に答えていただければ結構です。

それでは、尋問に入らせていただきます。

新庁舎建設課、在職期間を教えてください。

○証人（E氏） 平成29年4月から令和2年の3月までです。

○委員長（中山諭扶哉君） 次の質問に入ります。

なぜ前田建設を落札させる必要があったのでしょうか。

○証人（E氏） 落札させる必要があった——。その件、それについては、経緯を少し述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（E氏） そもそも、最初に、ちょっと戻るんですが、令和元年の5月ぐらいに、ちょうどその当時——、メモを見させてもらってよろしいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（E氏） 令和元年の5月頃まで、実施設計完了に伴いまして、工事請負者の選定方法と実は発注方法について、財務部、そして副市長、市長と協議をしておりました。

そして、選定方式については、そのときに、価格方式でいくのか、総合評価方式でいくのか、発注方式につきましては、建築、電気設備、機械設備に分離して発注する分離分割方式、全てを一括して建築に発注する一括方式ということで、どちらで発注するか、実は協議をしておりました。ただ、規模的に初めての工事

でもありましたので、なかなか結論に至りませんでした。

そういった中に、市長のほうから私の携帯に、中村だが、新庁舎は総合一括でよいかという連絡が入りました。日時的には不明ですが、そのレクをした後、夕方、仮庁舎でそれを受けております。

そして、その際、一括というのは、私が常々地元のJVを含めての、要するに何か一括ということですとお話はしてたんで、その一括というのは、1社ではなくて、要するにいわゆる大手の1社ではなくて、地元のJVを含めての一括ということによろしいですかというふうに尋ねました。そしたら、うん、それでよいかということだったので、一応電話を切った後に、すぐ、新庁舎は総合評価の一括方式で指示があった旨、課員に伝えました。

そこからは総合評価方式ということで進めるために、財務部、建設部で協議を進めてまいりました。

その後、市長、副市長レクを進めていく中で、新庁舎があらかじめ提示していた評価基準について、副市長のほうから、二、三日預からせてもらえんかということでありましたので、その評価基準を預けました。

数日後、当時、財務部の佐藤部長より、評価基準ができたので支所まで取りに来てくれと連絡がありました。部長室に行きますと、佐藤部長より、これで一切変更せずに進めてほしいと言われ、評価基準を提示されました。

内容的には、当初うちの課で預けていたものと大きく変わりがまして、特に、女性参加による加点、そして、過去1年以内の指名停止による減点というものが加筆されていました。

仮設庁舎に戻りました後、評価基準による工事が初めてでしたので、減点については金額にどの程度影響するか私のほうは実のところ分かりませんでした。そこで、当時、うちの課長補

佐ですね、そちらに確認しましたところ、1点が約1億円ですよということだったので、これでは指名停止を受けた、いわゆるそのときちょうどリニアの関係で指名停止を受けた大手の会社が結構いましたので、その会社は、最初から約12億円のビハインドを負うことになるということだったので、幾ら何でも3桁の工事費、当時130億円という形で言っていましたので、それについて2桁はあり得ないだろうなということで、佐藤部長にまた折り返し、マイナス12点ってあるけども、これ、変えるなって言われましたけど、せめて半分の6にできませんかということで伝えました。

そしたら、部長のほうからは、一応じゃあ確認しておくということだったので、その後、ただ、そのままもう特に意見ありませんでしたので、それがそのまま意見が通ったのかなというふうに思っていました。

それに伴って、今度は、想定請負業者のリストを作成後、財務部、市長、副市長レクを行いました。

そして、そのレク終了後、市長から、団長、当時の団長ですね、橋本幸一議員、そして副団長、成松由紀夫議員にも伝えておくよう指示がありました。そして、リストについては、団長、副団長レクを実施しました。

翌日、土曜日の午前中に、私に電話がありました。成松市議からです。携帯に。この前もらったリストの中に前建が入っていないのはなぜかということだったんで、前建、あ、前田建設工業のことかなと思ひまして、一瞬理由を考えたんですが、休みの日でもあり、手元に資料がなかったものですから、思い浮かばないで、とっさに、うちの落とし漏れかもしれないということもお話をしましたら、あ、落とし漏れなんですということだったので電話を切られました。

その後、休み明けの午前中に、ちょっと気になりましたので、前田建設工業が入ってなかつ

た理由をうちの課員に確認しました。そして、一定規模以上の公共施設の実績がないので外してありましたということだったので、ただ、その旨を再度、今度は成松市議に連絡すると、これは恫喝されると思ったんですね。そのときは、もう面倒くさいけど、まあいいかというところで、後から言われるのも嫌だったので、その後、結果的に前田建設工業が入るようなリストの条件に変更しました。

それを受けて、前田建設工業と一応地元2社がJVで落札ということになりました。

ただ、頭は、ちょっとびっくりしたんですね。それまで一度もうちには営業に来られてないんですね、前田建設工業というのは。その当時来られてたのは、いわゆる鹿島建設と、あと、県外でいくと松尾建設、この2社がよく来られてました。

そして、そのときにはずっと話してたんですが、鹿島建設には、今回、平米50万円とかいろいろ制約があるし、もうはっきり言ってちょっと利益出ないかもしれないというようなことを言いましたら、鹿島建設は旧庁舎の建設もうちでやらせてもらってるんで、それはうちのプライドでぜひやらせてくださいということも言っていたいたんで、非常に私としても、ああ、そういうことであれば、ぜひお願いできればもうお願いしたいなというところで、今回、入札なら入札って、落札したのもてっきり私、鹿島建設かなって最初思ってたんですね。

そしたら、蓋開けてみたら前田建設工業、あれってちょっと思ったんですけど、それでもただ地元のいわゆる大手と言われるところが2社は一応入ってましたので、まあしょうがないのかなと。

当時、取りあえず落札されたので安心感がありました。この頃ちょうどでんでん館が不調となっていたんで、正直、不調になるかなってという思いはあったんですけど、その不調になったと

きに、今度は災害復旧債の使用期限、これが実は迫ってまして、この関係とか、工期自体がもともと24か月から27か月かかると言われてましたので非常に心配してたんですが、地元の大手も含めた形で落札したので、今回、取りあえず、そのときは安心がちょっと強かったような記憶があります。

その後、しばらくして――、あ、この話はまだ後でよろしいですね。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、結構です。

詳細な内容、ありがとうございます。

変わりますが、A氏から、天の声とされる方からの指示で、評価基準の変更が行われたと証言がっております。天の声とはどなたか分かりますでしょうか。

○証人（E氏） いや、具体的には分かりません、私も。

○委員長（中山諭扶哉君） 総合評価方式へ変更された理由は、先ほどお聞きしましたが、もう一度お願いします。端的によろしいです。

○証人（E氏） 総合評価に変わったのはもう市長の電話連絡です。もう総合の一括方式でよいかという電話がありました。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、評価基準案は誰が作成したと思われますか。

○証人（E氏） 具体的には分かりません。ただもう我々がつくった案とはもう明らかに違ってた案ということです。

○委員長（中山諭扶哉君） 地元を含むJVで一括発注という方針は誰の提案でしょうか。重複も結構です。

○証人（E氏） 地元を含んでくれっていうのは私のもともとのお願いではありました。やはり新庁舎と、要するに役所ということであれば、やっぱり建物の性質というのもありますので。隣がちょうどそのときに総合病院をやってたんですが、そこがもう大手1社だったんですね。そして、地元の名前が全然出てこないとい

うことで。やはり市役所ですから、やはり建てる以上は地元みんなで盛り上げて建ててもらいたいという気持ちが本当に強かったんですね。だから、そういった意味でやっぱり地元のJVに入ってもらいたいという思いでした。

○委員長（中山諭扶哉君） 本来あってはならない行為と認識はしておられましたか。

○証人（E氏） その後、落札後――。ちょっとこの話をさせていただきたいと思います。これはもう忘れもしません、令和元年11月2日です。7時、ちゃんこ屋、成松議員の実家です。

この前に、佐藤部長から実は連絡がありまして、課長、あしたの夜はちょっと時間が取れるかと。成松市議から話があるようだということだったので、ちょうどその日、土曜日だったんですが、行かなければ何言われるか分かりませんので、一応分かりましたとお伝えして、そして11月2日の7時、お店のほうに行きました。

そしたら、そこに佐藤部長と尾崎次長が既に来店をしており、成松市議は不在でした。

その後、遅れること30分以上して店に入ってきてこられて、対面に座って開口一番、課長、足らんとばいと。何のことか一瞬分からなかったんで黙って聞いてたんですが、何か受注額が足りない。たしか129億9000幾つだったろうと思いますが、その額が足りない。試しに、幾ら足りないんですかと聞いてみたら、いや10億円から11億円と。

それ聞いた瞬間、ああ、もうそういうことだったのかと。だから、最初のその市長の総合一括の話、副市長から示された評価基準ということがもうそこで初めてつながって、あ、これはもう駄目だなと、うん、正直思いました。

こんな内容が公になれば、これは八代市はひっくり返るんじゃないかと。もう大変なことになるということで、恐ろしくなったんですが、

もう上層部がそもそもそこにいて、副市長、市長と。これ、誰に相談をしたらいいかって、そういう何かはつきりもう物を言う勇気がなかったんですね、私も、当時は。

ちょうどその1年前に私、心筋梗塞してまして、もうずっと投薬、今でもしてます。そのやっぱり副作用もあって、とにかく途中で目まいはするわ、何はするわ。もうそういう状況からもう無理、もうとにかくもう、これはもうどうにもならんと。とにかくもう新庁舎建設から出たいという気持ちが一番強かったです。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、成松議員、その他の議員からハラスメント等の圧力を受けたことはありますか。

○証人（E氏） その頃はないです。

○委員長（中山諭扶哉君） 前田建設から何らかの便宜を受けましたか。

○証人（E氏） 全くありません。

○委員長（中山諭扶哉君） 証人喚問を受けるに当たり、成松議員と打合せや話合い、連絡などはされましたか。

○証人（E氏） その後、新庁舎の建設を進めていく中で、例えば、議場の関係とか、その辺の、だけん打合せ、事務的なことはもう呼ばれたときには行ってやってました。だから、そこは――。

○委員長（中山諭扶哉君） この証人喚問を受けるに当たりっていうところなんですけど。

○証人（E氏） あ、ごめんなさい。ないです。

○委員長（中山諭扶哉君） 証人喚問を受けるに当たり、元上司や職員、当時の建設工事関係者らと打合せや話合いはありましたか。

○証人（E氏） いや、してません。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。私のほうは以上でございます。

そうしましたら、次に、大倉委員、よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 重複するところもあると思うんですけど、よろしくをお願いします。

前田建設さんと契約することになったわけなんですけども、どの段階で前田建設さんと契約をするということを認識されましたでしょうか。

○証人（E氏） 契約をするっていうのはもうその落札をした段階ですね。だけん、9月の末だったかな。本工事の本体工事のほうですよ。

○委員（大倉裕一君） 本体工事ですね。

○証人（E氏） はい。

○委員（大倉裕一君） まず、その開札前に請負工事契約について、少し先ほども述べていただいたところもありますけども、請負工事契約について応札予定の企業さんと連絡を取り合うことっていうのはありますか。

○証人（E氏） いや、ないです。

○委員（大倉裕一君） 今回もなかった。

○証人（E氏） なかったです。私の記憶ではないです。予定ですよ。応札予定をされるだろうというところの会社とそういった連絡を事前にしたかっていうことですよ。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（E氏） ないです。

○委員（大倉裕一君） そこはないですね。

○証人（E氏） ないです。

○委員（大倉裕一君） それから、予定価格の妥当性については、課長はいかが判断されていますか。

○証人（E氏） 金額が金額で、特に平米50万円という、当時いろいろと意見もありましたので、もうここについてはやむを得ないのかなというふうに思っていました。99.9何%だったと思いますけども、もうそれぐらいのやっぱり金額に近いのかなっていう、もうそれぐらい、すいません、内容しか把握できませんでした。

○委員（大倉裕一君） 市が積算をした予定価

格というのはもう妥当だというような判断をされているということで大丈夫ですかね。

○証人（E氏） そのときは、あれはもう2万6000平米に対して平米50万円を掛けて130億円という形になってますので、もうそれ以外は逆に造れなかったのかなと思う、当時は。

○委員（大倉裕一君） 分かりました。

音声データを提供していただいている分があるんですけど、元課長は、この新庁舎建設工事において総合評価方式が突然採用されたことに対する驚きと疑念を表明されてるんですけど、なぜおかしいと思われたんでしょうか。どんな入札や評価方式が適切だったと認識されていますか。

○証人（E氏） その当時の記憶はちょっとないんですけど、あのときは、規模が規模だから、基本的には価格評価方式ではなくて総合評価方式でいくべきじゃないかというような意見が多数たしかあったように思います。なので、例えば県に確認しに行ったりとか、方法を。そういったところはたしかやったと思います。

だけん、私が個人的に判断したというよりも、やっぱり何となくそういった周りの流れがあったのかなっていうふうには思ってます。

○委員（大倉裕一君） 今、県のほうにも相談に行かれたということでした。その議事録については私も確認をさせていただいてます。

確認になりますけども、総合評価方式が決定される上で、もっともその決定に影響力があつたのは、先ほど、市長の電話がかかってきた、その時点で影響力があつたのは市長ということで間違いございませんか。

○証人（E氏） はい。間違いありません。

○委員（大倉裕一君） それから、金額は、10億円とか13億円とかっていうその金額があるんですけど、前田建設さんのその契約をされる金額が足りないということで、金額を追加し

てほしいというのが、その令和元年11月2日、成松議員が経営されているお店であったということ。そこが第1回目の話だということですね。

○証人（E氏） そうです、はい。

○委員（大倉裕一君） 前田建設さんから、予定価格では採算が合わないので入札できないとの連絡が、成松議員から財務部に連絡が入ったということで、議事録から私たち認識をしとつてですけど、なぜ前田建設さんが成松議員に対して連絡を取ったと思われますか。

○証人（E氏） いや、それは分かりません。

○委員（大倉裕一君） そこは分からないですか。

○証人（E氏） はい。

○委員（大倉裕一君） そこで、前田建設さんの要求、金額が不足する分について、市のほうで取られた対応についてお尋ねしたいと思いますが。

○証人（E氏） 一応そういった状況はもう判明したんですけども、あとはそういうことも補填をしていくしかないかなと。だから、考えられるのは、新庁舎の内装関係ですね。内装工事関係、そして外構工事関係をとにかくもう随意契約という形で持っていくぐらいしかないのかなというふうに当時は思っていました。

○委員（大倉裕一君） それから、十数億円不足するというので、その協議については打切りの公文書が発信されてます。

○証人（E氏） はい。

○委員（大倉裕一君） この打切りとは、もう13億円、十数億円足りないという金額に対して、八代市は支払いませんよ、協議をもうしませんよという意味なんでしょうか。それとも架空の公文書になるんでしょうか。

○証人（E氏） それは令和2年の3月以降、4月以降の話ですかね、それ。打切りの文書の話は。

○委員（大倉裕一君） 後で確認を。

○証人（E氏） 私、3月までしかいなかったんで。

○委員（大倉裕一君） 質問を変えますね。令和2年3月までか。

当時、そのお金が足りないということですね。その当時から、例えば、外構工事は随意契約とか、造作家具ですか、そちらのほうについても随意契約になってるんですけど、結果的に。その点について、元課長が在籍時、そういった議論、協議がなされていたということは記憶していच्छいますか。

○証人（E氏） 何となく記憶してます、そこは。はい。確かにそういった方向性は示してると思います。

○委員（大倉裕一君） ということは、契約間もない頃から随意契約によって不足分を補っていきこうというような契約、市の方針が示されて、市の方針といいますか、前田建設からあったのかどうか分かりませんが、そういう話になっていたと。

○証人（E氏） はい。そこは間違いありません。

○委員（大倉裕一君） その随意契約の案を出したのは、どちらから出されたか覚えていらっしゃいますか。

○証人（E氏） 案自体はこちらだったかもしれんですね。分からない。そこははっきり覚えてません。

○委員（大倉裕一君） 少しかぶるんですけど、不足分の金額に対して、今の随意契約もそうなんですけど、そのほかに、その金額をどういう形でつくり出そうというような話になっていたかというのを御存じですか。御存じというか覚えていらっしゃいますか。

○証人（E氏） ぼやっとしか覚えてないんですけど、例えば、今ある新庁舎の当時の、例えばその仕様の一部を見直すとか。内装を一部見

直すとかっていうことで、例えばその単価を少し下げるとか、あとは、いわゆる内容的に、性能的には変わらなくても単価が少し安いものに切り替えるとかっていうところの変更あたりは何か少し考えたんじゃないかと思います。

○委員（大倉裕一君） その仕様を見直す時点では、課長としていらっしゃったんですかね。

○証人（E氏） そのときは、最初の頃はいたと思います、たしか。

○委員（大倉裕一君） その仕様を見直したとか、例えば、仕様書を変更したとかっていうのは、今でも分かりますか。

○証人（E氏） いや、もう分かりません。全然覚えてません。

○委員（大倉裕一君） それでは、令和元年の11月26日なんですが、鏡支所の財務部会議室で、前田建設さんの久保田建築部長との間で開かれた部長協議には御出席されてますか。

○証人（E氏） 11月26日ですよ。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（E氏） はい。そのときは協議に同席してます、確かに。

○委員（大倉裕一君） 関連でもう一ついいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 令和元年12月11日に鏡支所の議場裏会議室で成松議員との協議が行われているんですけども、これにも出席されていますか。

○証人（E氏） たしか出席してたと思います、そのときは。

○委員（大倉裕一君） そのときの音声データと議事録があるんですけど、新庁舎建設課課長として出席していた記録があるんですけど、それは元課長の声、音声データですね。ということで、残っている声は元課長の声ということで間違いありませんか。

○証人（E氏） 間違いないと思います、多

分。

○委員（大倉裕一君） 今、日付を指定して申し上げたものは、当日の協議記録と音声データに収録されているとおり、前田建設工業さんからの増額要求に応えるための工事費の不足、ここを話し合うための協議の場であったというふうに内容を見るとそうなるんですけども、間違いはないですか。

○証人（E氏） 間違いはないと思います。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、木村委員、お願いします。

○委員（木村博幸君） それでは、主に確認程度になっていきます。

落札後です。落札後ですけど、まずVEというのを詳しく説明してもらっていいですか。

○証人（E氏） 申し訳ございません。私もVEっていうのはよく分からないんですが。だからその当時、施工に関してはうちの課長補佐のほう詳しいんで、そちらのほうにお願いしてた経緯があるので、申し訳ございません。

○委員（木村博幸君） VEはバリューエンジニアリングということで、機能とか品質は落とさずにコストダウンしていくというところでの話で進めさせていただきます。

VE案とか外構工事の随契で増額して、利益を補填する案、先ほども出てましたけど、この案の提案というのは誰が主になって進められましたか。

○証人（E氏） 先ほどもちょっと申しましたが、多分うちかもしれんなところです。

○委員（木村博幸君） それから、この外構工事の随契の工事内容ですけど、これは、いろんな方々と話し合っていられると思いますが、主に誰と相談して決められましたか。

○証人（E氏） もう記憶にございません。恐らく当時の建設部じゃなかったかなと。

○委員（木村博幸君） 建設部のほうで。

○証人（E氏） はい。

○委員（木村博幸君） それから、提供された資料をいろいろ読みあさりますと、ある議員の介入が、やっぱりこの協議を含めて混乱を招いたと認識されるんですが、これについてはどう考えられますか。

○証人（E氏） 非常に残念ですね。

○委員（木村博幸君） それから、これも確認です。特定企業を落札させる意図はもともと行政側にあったんでしょうか。

○証人（E氏） いや、ないと思います。

○委員（木村博幸君） ないですね。

○証人（E氏） はい。

○委員（木村博幸君） それから、特定の業者が落札したわけですけど、それを基に市に不利益が生じる可能性を認識していたかという質問ですが、先ほどお話の中に、ちゃんこ屋に呼ばれたというところで初めて知りましたということでしたので、それを私、先ほど確認したところですよ。それまで全く分からなかったということですね。

○証人（E氏） はい。

○委員（木村博幸君） 先ほどとちょっと似てるんですけど、設計変更が途中から、よく調べてみると大体3回ぐらいあってると思います。非常に大きな金額になります。これが、VE案とか外構工事の随契、これだったんですけど、先ほどと同じですが、利益補填の目的だったと思われませんか。

○証人（E氏） そうです、はい、そう思います。

○委員（木村博幸君） それでは、音声データをいろいろ調べてる中で――。提供された音声データになります。非常に協議のところではないところで、ちょっと疑問に思うところが出てまいります。

先ほど大倉委員のほうからもありましたが、

12月11日、鏡の庁舎のところであった帰りの、実は皆さん車で移動されているときの音声データです。ちょっと読み上げてみたいと思います。

総合評価にしたこと自体が間違うとったと。だってあれはもう誰が見たって前田が請けられるような形でしかつくっとらんたい。よっぽど言うたほうがよかかなと思いつつながら。評価基準、総合評価そのものを言うんじゃないで基準そのものは前田が請けるような基準になっとったって。

という発言がっておりますが、これはやっぱり先ほどのちゃんこ屋と同じで、蓋を開けてみたらびっくりというところでの御発言だったのでしょうか。

○証人（E氏） そうだと思います。

○委員（木村博幸君） それから、その協議の多分前半のほうと協議の、先ほど12月11日の、前回、その前に11月26日も協議がございまして、そこを受けての多分発言だろうと思います。

ああ、だけん、結局、先週、いや先月の26日に話したんですよ。あの伊藤部長と久保田部長が、建築の、まあ、うちが一応まとめさせとったんですよ。という御発言と、前田建設へのある約束の背景となる状況を深く理解していた。とありましたが、これもやっぱり驚きから皆さんとお話で出たところでしょうか。

○証人（E氏） そうだと思います。私には記憶ないんですけどね、そこは。

○委員（木村博幸君） そうですか、記憶ないですね。

それでは、また先ほど、鏡からの帰りの車内のところですけど、市の協力というところでは立场上やっぱり進めていかなんていう非常につらい立場だったとは思いますが、そのときの発言なんです。

だけん、市としても協力してもろたて。こん

だけ一応協力はしてもろたけんで。と発言されております。

これについては、やっぱり、ある議員が言及した約束が実際に市側によって果たされた、あるいは果たされようとしていたことを強く思案するような内容だったかと思いますが、こんな感じだったのでしょうか。

○証人（E氏） 記憶にないですね。

○委員（木村博幸君） 記憶にないんですね。分かりました。

それでは、少しずつ、小さく分けていきますけど、CLTのコスト調整の認識というところでは、11月26日の議事録のほうで、前田建設がCLTの支給範囲の変更を求めてきたと。あれが一番大きいからというところから出てきたと思いますが、これには間違いはないんですか。

○証人（E氏） そうだと思います。

○委員（木村博幸君） それから、外構工事の、随契によって利益補填の認識、先ほど言っていたと思いますが、これについては、部下である課長補佐が、外構工事の特命随意契約による利益補填を提案したというふうに受け取れたんですが、実際のところはどうか。

○証人（E氏） 外構工事も何か、たしかあのときは1期、2期という形で分けたのかなとは思いますが。取りあえず、来庁者の方もあるんで、とにかく2期工事に分けて、1期工事だけでもっていうところで進めていたんですが、その辺の発案っていうのは、私が当時言ったのか、それとも課長補佐の発案だったのか、私もはっきりしません。

○委員（木村博幸君） 確認ですけど、契約、新庁舎建設課か建設部かというところ、やっぱり新庁舎建設課が大きい、発言力があるんですか。

○証人（E氏） もともと、発言というか、こういうことでどうですかねというところの話は恐らくしてるんじゃないかと思いますが。建設部なら建設部、そのときの新庁舎建設課だけでは

なくて、建設部あたりに対しても何か相談はしてたのかなっていう気はします。

○委員（木村博幸君） それからもう1点。物価スライドですね。物価スライドによって、いろいろ発言もありましたが、物価スライドによるコスト調整の認識っていうのが、部下の課長補佐のほうからいろいろありましたが、結果的にこれは、物価スライドは取り入れられなかったんでしょうか。どうだったんですか。

○証人（E氏） そこは私もよく分かりません。

○委員（木村博幸君） 私のほうは一旦これで終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ほかの委員から、何かありますでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 先ほど証言された内容からちょっとお聞きしたいと思うんですけども、総合評価一括発注方式っていうのが、中村元市長から電話があったっていう話で、それについて、評価の中で1・2点減点というのは非常に大き過ぎるじゃないかというような異議を唱えられて、佐藤部長に、財務部長にそれを伝えたと。6点に変更できないかというのを、佐藤部長は誰かに確認しとくよという話だけど、何もあとはなかったっていうような話を多分されたと思うんですけども。

○証人（E氏） そうです。

○委員（野崎伸也君） この総合評価の一括発注方式っていうのを、それを入札する前に、公告する前に、橋本幸一議員と成松議員には伝えたと。

○証人（E氏） そうですね。

○委員（野崎伸也君） 何かそういう話をされたと思うんです。

○証人（E氏） そうです。はい。

○委員（野崎伸也君） これ、事前にこういうことを伝えるってのは通常あり得ないというふうに私は思うんですけども、これは犯罪じゃ

ないんですかね。

○証人（E氏） 当時、とにかく市長、副市長レクやった後は、必ず団長、副団長に必ず伝えとけという話です。必ず打合せをしてくれと。だから、私は当時、冗談半分に佐藤部長に、もう団長、副団長の決裁欄作りましょうかと言いました。市長レクするときに。それぐらいのこと、話をしてます、私は当時。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

電話が成松議員からありましたと証言ありました。前田建設がリストに入ってた理由は何だということで、それを聞かれる電話があったということでしたけれども、休みの日だったけんが、資料とかないけんが、適当にというか、抜けてたんでしょねみたいな話をされてたんですけども、その理由が、課員に確認したところ、前田建設というのは入れられない、そのリストの中には、そういうところだったというのが分かったけれども、それを伝えるに行ったらまた恫喝されるかもしれないと。だからそのまましようかっていうような話をされましたね。

○証人（E氏） はい。

○委員（野崎伸也君） これ、成松議員から恫喝されるっていうのは以前もあったんですか。それ以前も。

○証人（E氏） ありました。私が新庁舎建設課に、まず異動したときです。異動したときに、基本設計の進め方あたりについて、ちょっとやっぱり向こうの気に入らなかったんでしょね、私の話が。そしたら、我々が悪いわけじゃないんですよと、我々が悪いみたいじゃないですか、というふうに私は恫喝されました、いきなり。基本設計のときに。

もうそれ聞いて、あ、もうこの人は普通に話しても駄目なのかなと。やっぱり、恐怖心が先に立ってしまったんです、そのときに。だから、またこれで、いや実はすいません、ちょっ

とこちらの――。これ事業規模で、事業実績で入ってなかった、当時リストには。それを伝えようもんならまた何言われるか分からんと思って。

先ほども話しましたが、私精神的にちょっとパニックってたんで、もう私自身も普通じゃなかったんですよね。だからもう恐ろしくて、じゃあもうこれはしょうがない。前田建設なら前田建設で、あそこまでこだわられるのであれば、それが入るような一応何か条件変更ということを経験するを得ないというところでした。

○委員（野崎伸也君） 先ほど証言されたんですけど、ハラスメントはその頃、当時はなかったというふうに証言されてたんですよ。今のお話では、私はハラスメントじゃないかなというふうには思ったんですけど。そのハラスメントはいつからあったのかっていうのを聞きしたかったんですけど、それは――。

○証人（E氏） 基本設計のときです。基本設計の最初の4月の段階です。

○委員（野崎伸也君） それは成松議員からだけですか。

○証人（E氏） はい。そのときは成松議員から、いきなり言われました。その基本設計なら基本設計をとにかく進める中で、最初に挨拶に行ったんですね、要は。団長、副団長に。そしたらいきなり、そんなことない、我々が悪いみたいじゃないですかみたいな感じで、いきなり言われたんで、いやいや議員、そうじゃないんですよという形で何とかそこはちょっと落ち着いてもらったんですけど。そういう状況だったんで、とてもじゃないけど普通に話しても駄目かなと思って。

○委員（野崎伸也君） そういったことであれば精神的にも大分きつかったんだなというふうには思うんですけども、先ほど、佐藤財務部長から電話をいただいて、ちゃんこ屋無双に呼

ばれたと。無双に行くのも大変なことだったんだろうと思うんですけども、行ったら、尾崎次長もおられたということで、頼むばいと、開口一番言われたというような御証言ありました。

○証人（E氏） 足らんばいと言われたんですね。

○委員（野崎伸也君） 足らんばい。

○証人（E氏） はい。足らんばいと言われた。

○委員（野崎伸也君） その10億円から11億円足らないということだった。足らんなら受注せんならよかったという、私は普通に思うんですけども。

○証人（E氏） うん、そうですね。

○委員（野崎伸也君） なぜ、あなたに頼むばいと。あなたを呼んで――。

○証人（E氏） まあ頼むばい――。

○委員（野崎伸也君） ちょっと待ってくださいね。あなたを呼んで、頼むばいと、足らんばいと言われたのか。当時課長ですよ。その上に建設部長っておられたんじゃないですか。

○証人（E氏） 当時は財務部でした。

○委員（野崎伸也君） ああ、財務部。

○証人（E氏） だから、だからです。佐藤部長と尾崎次長がおって、その中で私は言われたんですよ。だからです。（委員野崎伸也君「ああ、そういうことか」と呼ぶ）

○委員（野崎伸也君） 分かりました。すいません、今ほど、何点か聞いたんですけども、かなり精神的に参られてたというふうに思うんです。であれば、内部通報制度というのがあったと思うんですけども、誰かに相談とかっていうのはされなかったんですか。

○証人（E氏） いや、もう市長、副市長、次長、部長ってあって、誰に相談すればいいんですか、そんなの。公益通報っていったって、結局その当時、あんまり、管理職の立場でしたか

ら、課長がどっかに何か通報するっていう意識はあまりないですね。どっちかと言えば通報される側のほうだと思うんで。だからそういった認識は特にないですから。なかったです。そこまで気が回らなかったです。

○委員（野崎伸也君） 参考資料の中に音声データがあります。先ほど大倉委員もそういうお話されてたんですけど、木村委員もされたんですけども、これ、委員長、部分だけちょっと切り取って流すとかできますか。

○委員長（中山諭扶哉君） できません、今すぐは。

○委員（野崎伸也君） できませんか。

○委員長（中山諭扶哉君） 一旦小会しますか。

○委員（野崎伸也君） 時間は指定できますけれども。どこからどこっていうのは。例えば、この協議の3分30秒から4分50秒までお願いしますとかっていうのは多分できますんで。

○委員長（中山諭扶哉君） 小会します。

（午後0時05分 小会）

（午後0時09分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

○委員（野崎伸也君） 参考資料を頂いてるやつの中の音声データの記録を流していただきたいと思います。先ほど証人の方がメモ見て言われた日だと思います。2019年の12月11日の鏡支所の議場裏の会議室での協議、成松由紀夫議員との協議の内容ということでございまして、出席者が、佐藤財務部長と証人と課長補佐と係長さんということですから、じゃあ、流していただいてもよろしいですか。

（音声データ）

○委員（野崎伸也君） 今の会話の中からちょっと質問したいんですけども、会話している人物は、先ほど私、述べましたけれども、佐藤財務部長と証人の方と課長補佐と係長さん、そ

して成松議員に間違いございませんか。

○証人（E氏） はい。

○委員（野崎伸也君） 金を銀に変えて、浮いた分で前田建設に不正な利益を与えられるよう調整するような話合いをしてたというふうに私は思いました。

ただ新庁舎なので、起債の会計検査もあるので目に見えるものは駄目だと発言しているのは成松議員で間違いございませんか。

○証人（E氏） はい。

○委員（野崎伸也君） また、具体的に目にかかるものは駄目だと具体的に指示をしている会話、成松議員が指示しているという会話から、成松議員が犯罪行為、私はこれは犯罪行為だというふうに思うんですけども、犯罪行為を主導しているのは間違いなく成松議員だと私は思いますけど、それは間違いございませんか。

○証人（E氏） はい。私もそう思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにこれを主導していると思われるような、思い当たる人物はいらっしゃいましたか。

○証人（E氏） そうですね、だから、遡ること、評定書の話、評定基準ですね。だから、あれ副市長から示されたんで、副市長は何かの情報はやはり御存じなのかなとは思いました。

○委員（野崎伸也君） 会話に出てきますVE、先ほどから何回か出てますけれども、これ、通常のコストダウンの手法ということで、普通であれば、発注者、八代市側が有益になる手法だと、本来は使うべきというふうに私は思いますけれども、これ、逆に前田建設側に不正な利益を与える話をしているというふうに思いました。これは明らかに犯罪行為だと思います。

当時、証言者の方は、それは犯罪行為だという認識はありましたか。

○証人（E氏） よく分かりませんが、は

い。

○委員（野崎伸也君） 金を銀に変えた具体的な例について覚えがあれば、金額含めて披露できますか。

○証人（E氏） 分かりません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

次に、じゃあ、6分からのやつ、お願いします。

（音声データ）

○委員（野崎伸也君） ちょっと聞き取りにくい部分があったかもしれませんが、成松議員が執拗に前田建設に不正な利益を与えるように画策している様子が私はいかがえる内容だというふうに思います。

外構工事は微調整、微調整分ということと、CLTの全支給、これが手っ取り早いとありました。結果的にこのCLTの全支給というのがなされたのか、また、前田建設側に不正な利益が出たのか御存じですか。

○証人（E氏） いや、もう3月の段階で異動したんで、ちょっと記憶にないんです。

○委員（野崎伸也君） もしかしたらこれも分からないかもしれませんが、CLT、これ、私の記憶でいけば、全部、製作に当たっては、八代市産材で製作するというふうにしてたというふうに思います。記憶してます。

これは全部八代市産材で製作されたんですか。御存じですか。

○証人（E氏） だったと思います。森林組合と、当時、たしか協議をしてたんで、八代市産材ということで、たしかお願いをしてたんじゃないかと思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

もう1点、一番最後に、成松議員が伝承館の話をしてます。これは、伝承館というのは、お祭りででん館ですよ。その建設工事について話をされてたんですけども、この建設工事において、でん館の工事においても不正

な利益を画策したことがあったんでしょうか。建設部として不正に携わったことがありましたでしょうか。

○証人（E氏） いや、それは分かりません。

○委員（野崎伸也君） 財政だけんな。分かりました。

取りあえず一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（山本敬晃君） 当時の市長より自民党の団長と副団長に伝えておくようにというお話があったということだったんですけども、14日の証人喚問のときは、その当時の証人の方は、副市長レクの後に団長、副団長レクをしたってことだったんですけども、それは、その副市長の後にしてから市長にレクをするという形だったんですか。

○証人（E氏） いつも毎回毎回じゃなかったんですけども、例えば市長レクのときも、私の記憶では、この件だったか、ほかの件については、これは必ず団長、副団長に確認しておくようにという形で必ず言われました。だから、決裁欄を作りましょうかというぐらいの話をします。

○委員（山本敬晃君） それはこの新庁舎に関してだけなのか。例えば、そのほか、お仕事されてる中で、ほかでもやっぱりこういう団長、副団長レクをされてるのか、そこは分かりますか。

○証人（E氏） 私が課長になったのが、その前の指導課長と2つ目だったんで、指導課のときはなかったですね。あくまで新庁舎のときだけしか私は記憶はないです。

○委員（山本敬晃君） あと、議員のお店に呼び出されて、当時の部長よりお電話があつてということで、お店でそういったお話をされたということ、それは業務としての認識でされてたっていう、お仕事としての認識でされてたと。

○証人（E氏） まあ仕事というか、呼ばれた以上はやっぱり行かんばいかなとかなという話ですね。

○委員（山本敬晃君） 令和元年の11月2日ということだったんですけども、それ以外でもありましたか。

○証人（E氏） 私の記憶では、その話があまりにも強烈過ぎて、以降が覚えてないですね、あんまり。なかったと思います。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。大丈夫です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかはありますでしょうか。

○委員（深田浩介君） 先ほども前の証人の方に伺ったんですけども、議員の方から何か便宜を受けたとかそういった記憶はございませんでしょうか。

○証人（E氏） ないです。

○委員（深田浩介君） ないですね。

○証人（E氏） はい。

○委員（深田浩介君） さっきの、先ほどレクの話がありましたけども、先日、4月15日の記者会見の報道等でちょっと発言、気になったところで、レクのときは議員に対して説明だけ受けたっていうお話があったと思うんですね。

先ほどの話からずっと聞いてると、議員からの指示とか介入とかがあったんじゃないかと思われるけど、そこはいかがでしょうか。

○証人（E氏） それはあったと思います、多かれ少なかれ。何を具体的にというのはちょっと私も覚えてないし、この新庁舎に関してはですね。ただ、やっぱりそういった圧というか、そういうのはあったと思います。

○委員（深田浩介君） じゃあ、この新庁舎の件だけに関してあったということで、ほかのときは、先ほどちょっと伺ったようになかったということですね。

○証人（E氏） 私は、はい。

○委員（深田浩介君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 総合評価方式の素案を検討していかれてると思うんですよね。そのときに、その流れが、幹事会があって、審査会ですかね。

○証人（E氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 課長をされとったときに、新庁舎建設課から、この幹事会とか審査会に出ていらっしゃったメンバーって、どなたが出ていらっしゃったんですか。

○証人（E氏） あの当時、幹事会は、要は、他課の営繕課とか教育施設課とか、あの辺の要するに建築畑の人間ですよ。と新庁舎、ですから、1、2、3、4——、うちがあのときに何人やったかな。あとはだから教育施設課の課長と営繕課の課長だったんじゃないかと思いました。たしか幹事会の名簿ってのがあって、それは資料のほうに多分お出ししてるかなと思いますけど。

○委員（大倉裕一君） 新庁舎建設課からは誰か出てたんですか。

○証人（E氏） だから、その幹事会のときは必ず私と課長補佐と係長と、課員が出てたか出てなかったか、ちょっとそこは記憶にないですけども。

○委員（野崎伸也君） また音声データの件でよろしいですか。

参考資料で頂いた音声データの2020年の1月30日、建設部長室の協議ということで、出席者が楠本建設部長と証人の方と同課長補佐と久米設計の方、いらっしゃったということですけれども、流していただいてよろしいですか。

（音声データ）

○委員（野崎伸也君） 私が言っているところと多分違うんで、違うところを流して、別のところでよろしいですか。45分40秒。

○委員長（中山諭扶哉君） ちょっと待ってください。

（音声データ）

○委員（野崎伸也君） 分かりました。（委員大倉裕一君「口頭で言うたがいい」と呼ぶ）口頭でちょっとよろしいですか。ちょっと長くなりますけど。口頭でお話しします。

先ほどの建設部長室の協議の内容なんですけれども、読みますね。

ちょっと分からんけど、何で成松さんは前建にこだわらしたとだろか。これは、私が一番のポイントだと思う。何でそこまでこだわって会社にまで押しかけておって話だけん。久保田さんを3日間会社に監禁してからって言わす。久保田さんが。前建の部長たい。部屋に閉じ込めとってから、うんて言わせて。事務所にじゃないですか。成松さんの事務所に監禁された。犯罪じゃん。だけん、そこでうんて言わせて。うんちゅうとは応札すること。そうそう。そんなときに10%何とかしてやるからと。

というような会話がありました。覚えてらっしゃいますか。

○証人（E氏） それは、前田建設が来から、それ、言わしたです。聞きました。はい。

○委員（野崎伸也君） 成松議員、監禁して応札を強要したというような内容だと思うんですけども、明らかな犯罪行為、ちょっと私、にわかには信じ難いんですけども。これは誰から聞いたというふうに問いかけたかったんですけど、もう既に答えられたと。

○証人（E氏） 部長から聞きました。

○委員（野崎伸也君） 部長さんというのは。

○証人（E氏） 久保田部長です。が、直接来て言われました。

○委員（野崎伸也君） 前田建設の。

○証人（E氏） はい。

○委員（野崎伸也君） また読ませてください。

最終的に総合評価の詰めるとき、次長と副市長と市長と成松さんと何か4人で話しよらしたでしょう。どっか、何かどっかの研修か講習か何か知らんばってん行かしたときに、そのときに次長と市長と副市長と成松さんが4者で飯食いよらしたって話だいけん。聞いたですよ。海外。いや海外じゃない。いや鳥取。鳥取って言った。

というような会話だったんですけども、こちらについて、前田建設に有利な総合評価方式を画策して実行し、落札させた。新庁舎建設にかかる不正の元凶をつくったのは、今登場してきた次長、副市長、市長、成松議員の4人というふうに思われますか。また、その次長とはどなたですか。ほかに誰かいらっしゃいませんか。

○証人（E氏） 当時ですか。当時の次長って言ったら、もう財務部次長か建設部の次長しかいないですよ。で……、その次長っていうのがちょっとぴんときないですよ。あと3人はもちろんそうだと思いますけど。

○委員（野崎伸也君） ほかはいらっしゃらなかった。ほかはいらっしゃらない。

○証人（E氏） ほかは。今言われた内容もちょうと私も記憶がちょっと曖昧で申し訳ないです。

○委員（野崎伸也君） また読ませてください。

成松さんは一生懸命、そん市長を守る、市長を守るって言いよらすばってん、市長を守るところじゃなかつて。足引つ張りよらすよね。市長を守るて言わすとばってん。いつも二言目にはねって。市長の親衛隊長みたいなど。守るところの話じゃなかつて。市長は何も言わないんですかね。うちの部長からは、——これ、多分あな

たが言っておられることなんですけど、うちの部長からは水面下で動いてくれって。市長からは、久保田さんたちはじかには話してないですと。だけん成松さんとしか話してない。成松さんも、じかには話してないらしく、言っていないかどうか分かんけど、市長公室長と話をすると。

ちょっと飛びますけれども、だけん、今回、最初の段階で市長公室長と佐藤部長と副市長と成松議員で話ばしたって、話ば聞いたと。副市長なんか分かんないです。公室長と財務部長は忘れんごつ提案出しかんば、あと2か月あるけん。すいませんね、巻き込んでしもうて。というような会話がありました。

こちらのほうから、当時の市長公室長は松元さんで間違いはないですか。

○証人（E氏） はい。

○委員（野崎伸也君） あと、最後に、すいませんね、巻き込んでしもうてっていう課長補佐の言葉なんです。これは何に巻き込んだんですか。

○証人（E氏） 今回の件だと思いますけどね。

○委員（野崎伸也君） 今回の件とは。

○証人（E氏） いわゆる今言われてる不正じゃないかというところの話だと思います。前田建設を特定業者ということで指名してしまったというところの話じゃないかなと思います。

○委員（野崎伸也君） もう1回読ませてください。今度、結構先の会話になってますけれども。

最初真水でやって4億も5億も確保せろとか言って、その念書じゃなかばってんが手形を切れとかいう話も成松ちゃんがしたとかせんとか。誰に。部長、佐藤部長。そがん話ばしよらした。一筆書けて。書けて。それはちゃんと確保しますけんて。恫喝じゃなかつや。脅迫。脅迫。口利きもよかとかじゃにやあや。超えと

るでしょうね、多分。口利きどころの話じゃなか。口利きどころの話じゃなか。もうこれ、犯罪行為に近か。

という会話、あってます。その中から、恫喝や脅迫、口利きなど、成松議員の犯罪行為の話をしているというふうに私は思いましたけれども、犯罪行為ですね、見聞きした場合は、先ほども言いましたけれども、内部通報の話なんですけれども、なぜ対応できなかったのか。先ほどこれは答えられたんで、もう割愛したいと思いますけど、もう1点。

会話は総じて、成松議員から前田建設への利益分と思われる4億円、5億円の確保命令に対して、自分たちが何でしななければならないかというような葛藤がかいま見える部分、会話の中で多々あったというふうに思います。

しかしながら、この行為は犯罪であり、市民の利益を損なうことになるというふうにはその当時は思わなかったのでしょうか。逆らえない理由があったのかもしれませんが、あったのであればそれは何でしょうか。

○証人（E氏） 怖かったからですね。勇気がなかったんですよ。自分自身に勇気がなかったんですね。もうそれだけです。

○委員（山本敬晃君） 成松議員から恫喝されたという、ありましたけども、そのときに、上司には、上司の部長とか、そういう相談ができなかったということですが、同期の方とかその周りの方に相談だったり、あとはほかにも、そういった恫喝された職員の方のお話とか聞かれたことはありますか。

○証人（E氏） いえ、ありません。そういう余裕がなかった、心の余裕がなかったです。

○委員（木村博幸君） 先ほどから議事録を2つ、11月26日、2019年ですね。令和元年ですけど、それから12月11日。この2つの議事録を追っていくと、やっぱり新庁舎建設課長さんの部下である課長補佐さんですかね。

これと、成松議員と前田建設の間で進められた、先ほど言いましたけど、ある約束、これは、やっぱり不足する額を補填するという約束かと思われま。

これに基づいて、行政としては、利益誘導のスキームといいますか、目標に向かって皆さんが動くと。そういう中に巻き込まれたというような感じでいらっしゃったかなと思います。

しかしながら、やっぱり新庁舎建設課の課長という立場で、部下が、いろいろ外構工事は随契やC L T の供給や物価スライドやら、鉄骨の価格やら、いろんなところで、その利益を出そうというところで一生懸命な姿が見て取れるところが出てきました。

それを、自分は管理職として、本当は適切な方向に導く必要があったのかなと思ったんですが、それが、やっぱりできなかったというのは、先ほどからの意見をいろいろ聞きますと、やっぱり成松議員からの、先ほどありました恫喝とかそういった圧力とか、そういうのを恐れられて何もできなかったんでしょうか。ほかに何か理由がありますか。

○証人（E氏） 先ほどもちょっと言いましたが、いろいろ投棄してて、やっぱり鬱になってたんですよ、正直言いまして。そういった精神的な不安というのも確かにあったんですけど、確かに今おっしゃるとおりですね、やっぱり管理者だったんで、そこはやっぱりちょっと課員には申し訳なかったなというふうには反省しております。

○委員（木村博幸君） 最後の質問です。いろいろお話の中で総合評価方式に変わってきた中、本当は標準の総合評価方式というのがあって、それが来たときには全然違ってたと。2点ほど大きく改ざん、変えられたということで、先ほどのありましたけど、1.1億円とかいうお話も出てまいりましたし、それを百二、三十億円の中で10億円ちょっとぐらいになると、

もうそれはとてもじゃないというお話がありました。

それを、総合評価方式をそうやって変えた方っていうのを、前の証言者のほうにも確認したら、やっぱりそれは天の声ということ、誰か分かりませんということでした。それはお聞きしたら部長級以上というお話で終わりました。

でも、新庁舎建設課長のお話からいくと、実名が、ポジションが、副市長というふうにおっしゃいましたけど、これに間違いはないですか。

○証人（E氏） ないです。

○委員（木村博幸君） 質問は以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかはありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。

以上で、E証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。

それでは、証人退室のため休憩をいたします。

（午後0時36分 休憩）

（午後1時30分 開議）

○委員長（中山諭扶哉君） 午前中に引き続き会議を再開します。

D証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に挙げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関する事。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立を

お願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（D氏） 宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年4月28日。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございました。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆さん、お座りください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

また、D証人から氏名の公表は控えてほしいと申出がありましたので、当時の役職、契約検査課長、元課長等と呼ばさせていただきますので、委員の皆様もこの発言の際は御留意ください。

これより、証人から証言を求めます。

最初に、私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に、各委員から関連事項についての発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については、事

前に御記入いただいております。確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

○証人（D氏） はい、間違いありません。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主要の事項について伺いますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させてもらいます。証人は事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、私のほうから質問をいたします。

契約検査課、在籍期間を教えてください。

○証人（D氏） 令和元年から令和2年度まででございます。

○委員長（中山諭扶哉君） 部長協議やレクに参加されている機会が課長補佐と比較すると少ないのですが、どうしてでしょうか。

○証人（D氏） そうですね、なぜかは分かりませんが、恐らく、想像の範囲内なんです。私が契約検査課に参ります前は、契約検査課の業務については全く携わったことがございませんし、それに至るまでの部署としまして、契約検査課とは非常に関連の薄い部署に勤めておりまして、急に令和元年度、平成31年の4月から勤務することになりましたので、恐らく業務についての知見が非常に極端に少ないということからだったのではないかなというふうに思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） 総合評価方式へ変更された理由は御存じでしょうか。

○証人（D氏） 変更されたという認識はございませんで、私が契約検査課に来る前から、簡易型の総合評価が行われておりましたので、こういった市庁舎建設といった大きな入札に関しましては、やはり総合評価方式がいいんじゃないかなというふうに個人的には思っておりました。県あたりでも総合評価方式を行っておりますので、国とか県とか行っておりますの

で、そういうふう感じたところでございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ただいまの総合評価方式において参加資格を調整するように部下に指示はありましたか。また、どなたか上から指示をされたということはありますか。

○証人（D氏） 上からの指示はありません。契約検査課の皆さんに指示したこともありません。

○委員長（中山諭扶哉君） 天の声との表現がAさんより上がっております。これについて御存じでしょうか。

○証人（D氏） 天の声というのは聞いたことがございません。

○委員長（中山諭扶哉君） 成松議員、また、ほかの議員からハラスメント等の圧力を受けたことはありますでしょうか。

○証人（D氏） そういった覚えはございません。

○委員長（中山諭扶哉君） 前田建設から何らかの便宜を受けたことはありますでしょうか。

○証人（D氏） 全くございません。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、委員の尋問のほうに移ります。

大倉委員、お願いします。

○委員（大倉裕一君） よろしく申し上げます。

先に証人にお呼びしましたAさんから、総合評価方式を検討した結果として、特定の業者さんの受注機会が制約されるといいますか、有利な条件となっているというようなことから、当時の課長、課長補佐のほうに、その案を見直したほうがいいのではないかなというような進言をしたということを聞いてるんですけども、証言を得てるんですが、その相談といいますか進言を当時の課長時代に受けた記憶はございますか。

○証人（D氏） そのAさんには非常に申し訳

ないんですが、その辺りの記憶は、はっきり申し上げまして、ございません。

ただ、私の総合評価に対するイメージ、印象としましては、その当時、受注した会社が市内の業者さんに発注、いわゆる下請とか孫請とかということになるんでしょうけども、そういうふうに発注する機会が多い、多ければ多いほど評価点数を加算するような、そういった評価項目がございましたので、その辺りは非常に、そういう点数のつけ方というのはいいんじゃないかなというふうなところでの印象が強うございまして、それ以外については、特にイメージはしておりませんでした。

○委員（大倉裕一君） 次のお尋ねですけども、契約検査課の課長のときに、本庁舎の本体建設について契約がなされた議案を建設環境委員会に説明をされております。これが令和元年9月25日ですけども、このときに契約検査課長であったD課長は、ちょっとお読みしますね、議事録を。

自治体が入札を実施するに当たりましては、皆様方の税金を活用させていただきまして資産形成をするということになりますので、入札の目的としましては、公平性、機会が均等に与えられるということ。それと公正性ですね、正しい手順に基づいて入札手続が行われること。それとまた経済性、これは予定価格というものを設定しますので、この予定価格以上にはならない。この予定価格以下、最低制限価格があればその範囲内ということになりますが、その範囲内で落札するというふうな、機会均等、公正性、経済性、こういった3つの観点からですね、入札を実施しているところでございますという発言がございます。

もう一方では、こういった1者応札の記述につきましては、様々学者さんの意見がございす。1者応札ではいけないという御意見、それと、いや、1者入札でもいいという御意見がご

ざいますが、私どもは今回、制限付一般競争入札を行ったわけですが、この公告条件に見合ったものであれば誰もが参加できるというふうな競争の機会は確保しているということを考えております。そういった観点から、我々は今回の1者応札はこれで適正であるというふうに考えておるところでございまして説明をされてい

ます。これは、新庁舎建設の本体工事が、JVですけども、前田建設さんを親会社として仮契約を結ばれて、建設環境委員会に説明をされたときの御説明の内容になります。

この発言なんですが、契約検査課長としての認識での御発言なのか。それとも、外部から、こういうふうに説明を下さいというふうに言われた説明なのか。それはどちらになりますでしょうか。

○証人（D氏） 契約検査課長としての発言でございまして。

○委員（大倉裕一君） 以上で終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、木村委員、お願いいたします。

○委員（木村博幸君） よろしくをお願いいたします。

ほぼ確認事項で、午前中に、当時部下であられました課長補佐のほうと同じような内容になります。

まず、評価基準案が大幅に変更になりましたが、誰が作成したのか御存じですか。

○証人（D氏） 存じ上げません。

○委員（木村博幸君） それから、評価基準の変更は前田建設に有利になる変更だと認識はありましたか。

○証人（D氏） そういった特定の業者に有利なものであるという認識はございません。

○委員（木村博幸君） 次は落札後になります。設計書の突き合わせを、設計変更が、途中2回、3回と大きな工事があっておりますが、

その理由は何か知っておられますか。

○証人（Ｄ氏） それは存じ上げません。通常、いろんな工事関係につきましては設計変更というのはあり得ることだろうというふうに感じておりますので、特段思い当たるところはございません。

○委員（木村博幸君） 今回のいろいろ総合評価についてですけど、本来あってはならない行為と認識はされていなかったか。

○証人（Ｄ氏） 本来やってはならない行為っていうのがよく分かりません。

○委員（木村博幸君） 総合評価の基準が非常に１者に対して有利になるという変更がなされたという点です。

○証人（Ｄ氏） １者に対して有利になっているような評価基準であるという認識はございません。

○委員（木村博幸君） ＶＥ案、ＶＥというのはバリューエンジニアリングということで、コストを下げるような形ですけど、これや外構工事の随契で補填する案を検討されましたか。

○証人（Ｄ氏） そういった設計に関する検討はしておりません。

○委員（木村博幸君） 今度は議員からの介入についてですけど、議員を介した協議が混乱を招いたと参考資料のほうから見て取れるんですが、そういった内容を契約検査課では認識されていなかったか。

○証人（Ｄ氏） そういった認識はございません。

○委員（木村博幸君） 特定企業を有利にする意図はあったかということですが、それは入札に対してです。

○証人（Ｄ氏） そんなことは一切いたしません。

○委員（木村博幸君） その入札についてですけど、市に不利益が生じる可能性を認識したことはありますか。

○証人（Ｄ氏） 市の不利益に対する認識はありません。

○委員（木村博幸君） 確認だけなんですけど、なぜ前田建設を落札させる必要があったのか。契約検査課から見てどういった感じでしょうか。

○証人（Ｄ氏） 特定の業者が落札するような、そういった思いというか、そういう考え方は全くいたしておりませんので。

○委員（木村博幸君） これも確認ですけど、設計変更とかＶＥ案、外構工事、随契は利益補填が目的だったのかっていう感じで認識はありましたか。

○証人（Ｄ氏） そのＶＥ自体がよく分かりませんので、認識はございません。

○委員（木村博幸君） 最後の質問です。

当時の、Ａさんがいろいろと悩んでおるということを、証言の中ではありましたけど、そういった形で部下も、御本人さんもそうですが、当時から現在に至るまで、内部通報制度、公益通報制度を知っておられましたか。

○証人（Ｄ氏） 聞いたことはございますが、詳しくは存じ上げません。

○委員（木村博幸君） 私の質問は以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、ほかの委員さんのほうからも尋問を受け付けたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

○委員（山本敬晃君） 午前中の証人の方から、総合評価案に関する審査会のお話を伺ったんですけど、そのメンバーではあられたんですか。

○証人（Ｄ氏） 審査会のメンバーではあったと思います。

○委員（山本敬晃君） その中で、その午前中の証人の方が、何度か変更すべきという協議をされたということだったんですけども、その協議の認識と記憶はありますか。

○証人（Ｄ氏） いろいろ、何といたしますか、

協議はずっと最初からなされてはおりましてけれども、どの時点でどんな協議をしたかということまでは、すいません、覚えておりません。

○委員（山本敬晃君） その午前中の証人の方は、変更すべきということで協議をされてたということだったんですけども、そこ、その方、当時の課長補佐でしたかね、それで課長のほうとそういったことに関しての協議だったり、事前のそういうお話とかもされてない。

○証人（D氏） 事前の協議といいますか、私のほうが圧倒的に見識が物すごく低い状況でもございましたので、なかなかその協議というまでにはいかないかもしれませんが、いろんなお話は、私の勉強のためにもさせていただいたんじゃないかなというふうなぐらいの記憶しかございません。

○委員（山本敬晃君） その中で、その当時は部下であった課長補佐の方のほうでそういった見識のほうがあって、その方が、そういった変更すべきというお考えがあって、その中でその審査会で協議をされたという御発言があったので、それは上司としてであれば、やはりそのおかしいところがあるというところでそういった変更すべきだというお考えを持って、そういった協議っていうのをその審査会の中ではされてないってことですか。

○証人（D氏） そのときは、私のほうからこうあるべきだっていうふうな意見は出せなかったというふうに——、あまり記憶はないんですけども、出せなかったんだろうというふうに思っております。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（深田浩介君） 午前中もお伺いしたんですけども、議員とか、その関係者から何か便宜を受けられたこととかはございますでしょうか。

○証人（D氏） それは全くありません。

○委員（深田浩介君） この庁舎に関して、ほかの部署では、自民党レクとかがあつてたって聞いたんですけども、契約検査課のほうではそういった自民党レクとか、議員さんを交えてのお話合いていうのはあつたんでしょうか。

○証人（D氏） あつたような気はしますが、報告程度にとどまってたんじゃないかなというふうに思います。

○委員（深田浩介君） それは報告だけで、指示をされたとかそういった内容のことは、その中ではなかったということですかね。

○証人（D氏） 私がいた中ではそういったことはなかったというふうに記憶しております。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありますでしょうか。

○委員（木村博幸君） 午前中の、当時の部下の課長補佐に質問があつたときの回答からなんですけど、当時、A氏、A子さんですけど、責任は取らなくていいよと。それは管理職じゃないからということで、その責任とは何かという委員からの質問に対して、組織で動いてるのでということで、それに反するようなことでの責任ではないでしょうかっていうお話だったんですが、当時、契約検査課の課長として、課長補佐以下、A氏ですね、二人でそういう悩まれるようなことのいきさつがあつたんですけど、当時の課長として、そういう事情は御存じでしたか。

○証人（D氏） 明確には覚えておりません。私自身も精いっぱいっていうところがありましたけれども、皆さん、大きな案件ですので、一生懸命やっておられるというふうな解釈でございました。

○委員（木村博幸君） 当時、大幅に変えられた総合評価基準、大幅に変えられたのが上から流れてきたというふうに、課長補佐の御説明でした。それは、直前では、直属の上では、契約検査の課長から来たものかなと思ったんです

が、そこがあまり曖昧でございましたが、ということ、部の上ってなると財務部長。部長から来たのではないかと、そんな感じになってしまいましたが、当時の契約検査課長としては、その変更されたやつを一旦預かって部下に指示した覚えはないですか。

○証人（D氏） ありません。

○委員（木村博幸君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

○委員（深田浩介君） 午前中で、課長補佐のほうが発言されたところで、幹事会、審査会というところで、その審査会を通さずに急に渡されたということをおっしゃったんですけども、ペーパーで渡されたってということなんで、それは、課長としては見られたことはございませんでしょうか。

○証人（D氏） いや、それは、見たことはありません。

○委員（深田浩介君） これはデータはあるということだったんで、課長補佐だけ見られて課長のほうまでは行ってないということですか。

○証人（D氏） 最終的には、公告する関係上、最終的なものは見ますけれども、いろいろ協議を重ねる中で、ずっと変わってきたという変遷はありますので、そのうちの一つかなというふうな認識でしかございません。

○委員（深田浩介君） これは副市長か財務部長からペーパーで渡されたってような発言だったんですけども、課長を通さず課長補佐のほうに先に行くってというような感じで渡されたんでしょうか。

○証人（D氏） その紙を、私は知りませんので、よく分かりません。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかはありませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

以上でD証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、長時間ありがとうございます。

それでは、証人退室のため休憩いたします。

（午後1時57分 小会）

（午後2時09分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

◎次回の記録の提出及び証人喚問申出について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、2、次回の記録の提出及び証人喚問申出についてでございますが、期限までに提出された記録申出書は1件ございます。

タブレット端末の記録要求一覧を御覧ください。

木村委員より、記録提出申出書のとおり、新庁舎建設工事に関する調査を行うため、市長、選挙人その他関係人に対し、記録の提出を求めたいとの申出でございますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） また、本日、2件、委員のほうから記録の申出がなされておりますので、記録申出書を作成の上、早急に提出をお願いいたします。資料請求ですね、申し訳ございません。資料請求の提出をお願いします。申出書。もとい、すいません。記録提出申出書を書面にて提出ください。よろしくお願います。

それでは、記録要求一覧のとおり、市長、選挙人その他関係人に対し、期限を設けず記録の提出を求めたいと思います。

次に、期限までに提出された証人喚問申出書は1件ございます。

タブレット端末の証人出頭要求一覧を御覧ください。

本件に関しましては、基本的人権、プライバシーに配慮する目的から、個人名に関してはアルファベットを付しておりますので、発言の際は、K氏、L氏といった配慮をお願いいたします。

それでは、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、K氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出書のとおり、K氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、K氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、L氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りをいたします。

木村委員からの申出書のとおり、L氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、L氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、M氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出書のとおり、M氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、M氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、N氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りをいたします。

木村委員からの申出書のとおり、N氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、N氏について、委員長より議長宛てに証人出頭要求書を送付し、出頭を求める日時について調整した上、議長より証人出頭請求書を送付いたします。

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、次回の本委員会の日程についてでございます。

第6回特別委員会の候補日を5月11日月曜日といたし、第7回特別委員会の候補日を5月21日木曜日といたしたいが、証人に対し出頭要求しますことから日程調整が必要となりますので、決まり次第、招集通知を送付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、補正予算の要求についてでございますが、当委員会において、本年度の予算を100万円以内と議決しておりますが、今回、新たに弁護士への相談費用、証人喚問における証人への費用弁償、委員会報告書作成に伴う弁護士への確認事務費用の計上を検討しております。

内容といたしましては、調査を進める中で、弁護士に必要に応じた助言や提言を求めることで、スムーズな委員会運営を図るためにも必要であると判断をいたしました。

また、証人喚問において調査を進めている中で、職員以外に証言を求める必要があり、予測を上回る証人人数が考えられます。さらに、最終的にこの調査特別委員会において最終報告書を作成する必要がある、作成時におけるアドバイスや助言、文言等の確認をいただく必要があります。

そのようなことを踏まえ、精査している段階ではありますが、現在、補正予算要求を検討しております。金額等々固まりましたら本委員会において説明させていただき、6月定例会において発議する予定といたしておりますので御承知おきをお願いいたします。

皆様から何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上で、新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午後2時16分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年4月28日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会
委員長